

平成23年10月4日
岡山市消費生活センター

岡山市西部（吉備地区）で町内会を 名乗る消火器販売業者とのトラブル多発！

事例

吉備地区では、町内会の防災担当者を名乗る年配の男性が訪ねてきて、「この地区は、消火器の設置が義務付けられている。設置が済んでいないのは、ここだけだ。」などと話し、あたかも町内会から当然購入しなければならないと思わせて、最終的に1万円の消火器を売りつけるといった悪質な訪問販売の相談が多数寄せられています。



被害にあわないためのアドバイス

- ・一般家庭では、消火器設置の義務はありません
- ・商品を購入する際には必ず契約書、領収書を請求しましょう。
- ・訪問販売の場合は契約書をもらってから8日以内であれば、クーリング・オフ(契約解除)ができます。
- ・一人で判断せず、家族や信頼できる人などに相談しましょう。
- ・少しでも不審に感じたり、契約に納得できない場合は、消費生活センターに相談するようにしましょう。

< 次のような相談事例もあります >

- ・設置しないと罰せられると脅かし、設置を強要する。
- ・設置には、特別な資格が必要と偽り、法外な値段で取り付けする。
- ・消防職員のような服装で、消防職員のようなふりをして販売する。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時